

神戸駅周辺地区浸水対策事業

落札者決定基準

令和2年7月

神 戸 市

1 総則

本落札者決定基準は、神戸市（以下「本市」という。）が計画する「神戸駅周辺地区浸水対策事業」（以下「本事業」という。）の工事請負事業者（以下「落札者」という。）を決定するための基準を示すものであり、入札説明書と一体のものとして位置付けるものである。

本事業を実施する落札者には、本事業の設計、建設、維持管理に関する専門的な知識やノウハウが求められるため、落札者の決定に当たっては、総合評価落札方式を採用し、入札価格のほか、入札価格以外の要素から総合的に評価する。

入札の参加にあたっては、本市の要求水準を踏まえた上で技術提案を行い、その提案が適正であることが必要である。

2 落札者決定方法

（1）落札者決定の手順

落札者を決定する手順は、図-1 に示すとおりである。

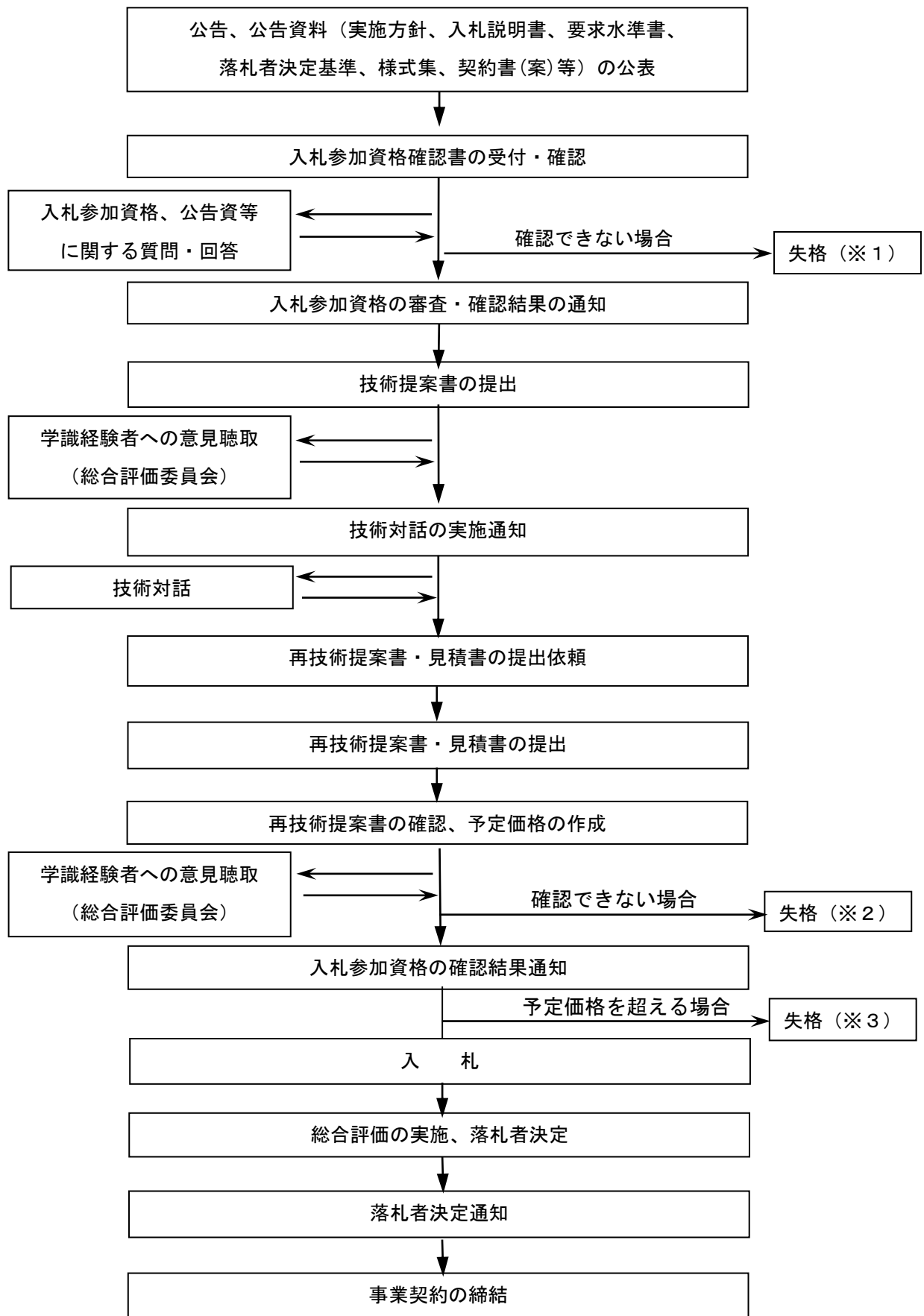


図-1 落札者決定の手順

(2) 入札参加資格の確認

ア 入札参加資格（技術提案に関する要件を除く）の確認

本事業の入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）から提出された入札参加資格審査申請書及び入札参加資格確認資料により、技術提案に関する要件を除く入札参加資格を確認する。

入札説明書等に示す競争入札参加資格要件の具備が確認できない場合は失格とする（図-1の※1を表す。）。

イ 入札参加資格（技術提案に関する要件）の確認

技術提案書（技術提案書に係る改善通知を受領した者に当たっては、再技術提案書。）について、各様式に記載された内容が、要求水準書に示す要求要件を全て満たしていること、及び実現性や安全性等に係る技術的所見が適性であるかどうか確認する。

技術提案の内容に要求要件を満たさない事項がある場合、及び技術的所見が適正であると確認できない場合は失格とする（図-1の※2を表す。）。

(3) 入札

本市から入札参加資格（技術提案に関する要件）確認通知を受け取った入札参加者は、設計・建設費（以下「入札価格」という。）について入札を行う。

本市は、入札価格が予定価格の範囲内であることを確認し、予定価格を超える場合は失格とする（図-1の※3を表す。）。

(4) 総合評価

ア 技術評価点

入札参加者から提出された技術提案書の内容に応じ、別紙（表-2）に示す評価項目及び配点に基づき、技術評価点を与える。評価の方法は、次の3種類にて行う。

（ア）定性評価：表-1に示す3段階評価により点数を付与する。

（イ）定量評価：各入札参加者の提案数値を基に、表-2に示す評価方法によって点数を付与する。なお、0点を最低とする。

（ウ）順位評価：各入札参加者の提案数値に対して、提案の優れた順から表-2に示す評価方法によって点数を付与する。なお、0点を最低とする。

表-1 定性評価の基準

評価	評価の意味合い	得点化方法
優	当該評価項目において特に優れている。	配点×1.00
良	当該評価項目において優れている。	配点×0.50
可	当該評価項目において優れているとは認められない。	配点×0.00

※具体性がないものや要求水準と比べ付加的な価値が認められない、あるいは乏しいものについては、可の評価とし、加点しない。

注) 配点は、小数第二位を切り捨て、小数第一位とする。

イ 価格評価点

本事業に係る価格評価点は、設計・施工に係る金額について、入札価格を用い、下式により得た数値を価格評価点として与える。

$$\text{価格評価点} = \left[1 - \frac{\text{入札価格}}{\text{予定価格}} \right] \times \text{価格評価全体の得点配分 (40 点満点)}$$

ウ 総合評価

総合評価は、次式で得る評価値をもって行う。

$\text{総合評価点 (100 点満点)} = \text{価格評価点 (40 点満点)} + \text{技術評価点 (60 点満点)}$
--

(5) 落札者の決定

総合評価点が最も高い提案を提出した者を落札者に決定する。

なお、総合評価点の最も高い者が2以上あるときは、技術評価点が最も高い者を落札に決定する。技術評価点の最も高い者が2以上あるときは、くじを引きにより落札者を決定する。

表-2 技術評価点の評価項目及び配点

No	評価項目	審査の視点	小項目	評価種別	内容	配点
1	施工計画	工事工程	工期全体に係る工期短縮	順位	ポンプ場施設供用開始迄並びに工事全体完了までの工期において、土木・建築・機械・電気・管渠の各工種について工期を短縮するための具体的な手法の記述がある。なお、工期は月単位で評価する。同率の場合は、同一順位として扱い、同率者数分だけ下位順位が欠番となる。 ・供用開始迄の工期に3か月未満の工期短縮の提案があった場合もしくは工期短縮の提案がなかった場合は0点 ・工事完了迄の工期に6か月以上の工期短縮の提案があった場合は、配点×1/6とする。 ・供用開始迄の工期に3か月以上の工期短縮の提案があった場合は、配点×2/6を追加する。 ・供用開始迄の工期に3か月以上の短縮提案があり、かつ短縮期間が1位の提案者には+配点×3/6を追加する。 ・供用開始迄の工期に3か月以上の短縮提案があり、かつ短縮期間が2位の提案者には+配点×2/6を追加する。 ・供用開始迄の工期に3か月以上の短縮提案があり、かつ短縮期間が3位の提案者には+配点×1/6を追加する。	6.0
2		建設途中段階における既存構造物への配慮	既設構造物への影響	定性	民間施設、家屋及び地中構造物等に対して、施工期間中の影響対策について具体的な提案がある。	6.0
3		現地条件を踏まえた施工計画	詳細な施工計画	定性	流入渠、放流渠、既設雨水幹線の工事に関して現地条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえた施工計画であり、仮設計画、公道における交通対策（規制面積の縮小等）、安全対策等に有意な工夫や品質向上への取組について、具体的な提案がある。	6.0
4	工事事務物の性能・機能の向上	維持管理性の向上	土木・建築に係るレイアウト計画	定性	土木施設及び建築物のレイアウト計画において、設備・機器の搬出入及び更新時の撤去・設置計画並びに維持管理動線等の維持管理性への配慮に関する具体的な提案がある。	3.0
5			設備の維持管理性	定性	機械、電気設備の各設備・機器を安全かつ簡便にメンテナンスするための創意工夫について具体的な提案がある。	3.0
6		機能性、信頼性	耐久性の向上	定性	コンクリートのひび割れ抑制対策、海水に対する腐食対策やスクリーン・扉等のもらい錆等について、具体的な提案がある。	6.0
7			設備・機器の信頼性	定性	機械、電気設備に関して、試運転・試験調整を考慮した施設計画や、維持管理作業時に雨水ポンプ場の機能低下を防止する対策、停電時の復旧や雷害の対策など、施設機能の信頼性・操作性を確保するための具体的な提案がある。	3.0
8			LCC削減	定性	LCC(エネルギー、ランニングコスト等)の削減について、具体的な提案がある。	3.0
9			災害に強いシステム構築	定性	災害時における揚排水機能の確保、浸水リスクの低減を考慮した施設計画、設備構成に関する具体的な提案がある。	3.0
10	維持管理性の向上	計画性、効率性	運転管理・浸水リスクの低減	定性	ポンプの運転管理を効率化する創意工夫、急激な雨水の流入や計画雨量を超える雨水流入時の対応などを考慮した合理的な運転方法について具体的な提案がある。	3.0
11	社会的要請への対応	周辺環境への特別な配慮	環境対策	定性	施工時及び維持管理において、周辺環境に影響を及ぼさないための騒音、振動、粉じん、濁水対策、臭気、周辺道路の交通対策について、具体的な提案がある。	3.0
12			景観対策	定性	施工エリア周辺やその住民に配慮した景観の創意工夫について、具体的な提案がある。	3.0
13	企業の技術力・信頼性・社会性	地域への貢献	地元経済への貢献	定性	地元経済への貢献（材料調達、地元企業の参画等）がなされ、その費用効果について具体的な提案がある。	3.0
14		企業の実績等	ポンプ場の建設実績	定量	過去10か年において、以下に示す施工の実績について評価を行う。なお、対象とするポンプ場は、下水道法施行令で規定されている構造基準を満足する施設とする。 ・3m ³ /秒以上のポンプ場建設工事、ポンプ場機械設備工事及び電気設備工事（新設、改築更新）の実績 ・内径2,000mm以上のシールド工事又は中大口径推進工事の実績について、評価を行う。 ・ポンプ場工事の土木・建築工事、機械・電気設備工事、シールド工事又は中大口径推進工事のそれぞれで2件以上の実績を有する場合は、満点とする。 ・ポンプ場工事の土木・建築工事、機械・電気設備工事、シールド工事又は中大口径推進工事のうち、2工種で2件の実績を有する場合は、配点×1/2とする。 ・上記以外は加点なし	3.0
15		工事实施体制	構成企業の役割、責任体制	定性	構成員、協力会社の役割分担、責任体制等、人的・技術的バックアップ体制も含めた実施体制について具体的に記載されている。	3.0
16	その他	その他	その他、特筆すべき工夫	定性	上記評価指標以外に特筆すべき創意工夫があれば定性評価する。 (例) 施工の合理化・品質向上・安全衛生管理その他	3.0
合計（60点満点）						60.0